

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月31日

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 H A R A K O S A N C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 孝

【本店の所在の場所】 山口県下関市幡生宮の下町26番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

【事務連絡者氏名】 専務取締役 園 田 匡 克

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

【事務連絡者氏名】 専務取締役 園 田 匡 克

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年7月11日付けで訴訟（以下、「本件訴訟」といいます）を提起され、訴状を受領いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成26年7月11日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社麹町アセット・バリュー・ワン
住所 東京都千代田区麹町二丁目3番麹町プレイス2階
代表者の氏名 代表取締役 粕谷 義和

(3) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成22年6月30日付けで、当時の当社の連結子会社が金融機関に対して負っていた借入債務（以下、「原債務」といいます。）を免責的に引き受けました。その後、原債務が、平成26年3月28日付けで本件訴訟の原告である株式会社麹町アセット・バリュー・ワンに譲渡されました。当社は、業績が低迷していることから、同社との間で原債務の弁済条件について交渉を続けておりましたが、合意に至る前に当該債権の取立てを目的とする本件訴訟が提起されたものです。

訴訟の内容及び請求金額

本件訴訟の原告は、原債務にかかる金銭消費貸借契約に基づき、本件債権の残元本208,086,000円及び平成25年11月1日から支払済みまで年14パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求めております。

なお、当社は、平成26年7月18日付けで本件訴訟の原告との間で、毎月利払いを実行し、原債務については平成27年4月30日に支払うこと、原債務を担保するために当社所有物件に抵当権を設定すること及び当該物件を売却できた場合には原債務の弁済に充当すること、抵当権設定することにより年14パーセントの遅延損害金ではなく、原債務の元本に対する利息の利率を年2.5パーセントとすること、並びに本件訴訟においては～を内容とする和解を行うこと、を主たる内容とする合意書を締結しており、実質的には当事者間にて和解しておりますが、正式には第1回口頭弁論期日にて和解が成立する見込みであります。